様　式　Ｃ－１１、Ｆ－１１、Ｚ－１１、ＣＫ－１１（共通）

令和　　年　　月　　日

科学研究費助成事業研究分担者承諾書（他機関用）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 研究代表者所属研究機関・部局・職・氏名 | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | 殿 | |
|  | |  | |  | |
| 研究種目名 | | |  | | |
|  | | |  |  | |
| 研究課題名 | | | | | |
|  | | （研究期間　　　　　年度～　　　　年度） | | | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 標記研究課題について、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業として研究遂行責任を分担して研究活動を行う研究分担者となることを承諾します。  　また、科研費の補助条件（交付条件）及び以下の内容を理解し、遵守するとともに研究代表者から分担金の配分を受け科研費を適正に使用することを約束します。  ・学術研究に対する国民の負託及び科研費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、科研費を適正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正行為を行わないこと  ・当該研究課題の交付申請前まで（交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで）に研究倫理教育教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics［eL CoRE］）、APRIN Japan eラーニングプログラム(eAPRIN)等）を通読・履修すること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成２６年８月２６日　文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること  ・当該研究課題の交付申請前まで（交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで）に日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること | | | | | | |
|  | 研究分担者の所属研究機関・部局・職・氏名 | | | | |  |
|  | | | 印 | |
|  | | | | |
| 研究分担者の所属研究機関番号等 | | | | | | |
|  | | 機 関 番 号 | 研 究 者 番 号 | |  | |
|  | |  |  | |  | |
|  | | | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本機関に所属する上記の者が標記研究課題の研究分担者となることを承諾します。  上記の者は、科研費の公募要領に定める応募資格を有するとともに、科研費及びそれ以外の競争的資金の不正な使用等に伴い科研費の交付対象から除外されている者ではありません。  　また、当該研究分担者が配分された研究費の経理・管理について責任を持って適正に行います。 | | | |
|  | 研究分担者の所属研究機関長の職・氏名・職印 | |  |
|  | 職印 |
|  | |

注．１　所属機関長の職・氏名・職印欄は、学部長、附置研究所等の部局の長が承諾書に関する権限を委任されているときはこれらの部局長

の氏名・職印で差し支えありません。

　　２　同一の研究課題について、同一の研究機関から複数の研究分担者が参加しようとする場合は、「研究分担者の所属研究機関・部局・

職・氏名」欄及び「研究分担者の所属研究機関番号等」欄に連記して差し支えありません。

　　３　研究分担者は、内容を確認の上、氏名・研究者番号を必ず記入してください。研究者番号の記入に当たっては、所属研究機関の事務

局に問い合わせの上、誤りの無いよう記入してください。